

(仮称)北広島市安全で安心なまちづくり条例 原案

(目的)

第 1 条 この条例は、安全で安心なまちづくりに関し、基本理念及び市の施策の基本となる事項を定め、市並びに市民、事業者、住民組織及び関係団体(以下「市民等」という。)の責務を明らかにすることにより、安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民、事業者及び本市を来訪する者が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民等による犯罪の防止のための活動、市及び市民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪の防止のために必要な取組をいう。

2 この条例において「市民」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 市内に居住する者

(2) 市内の事務所、事業所等に勤務する者

(3) 市内の学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。)に入学、入園又は入所している者

3 この条例において「事業者」とは、市内に事務所、事業所等を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

4 この条例において「住民組織」とは、自治会、町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

5 この条例において「関係団体」とは、市内において犯罪の防止を目的として組織された団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 安全で安心なまちづくりは、市及び市民等が自ら地域の安全を確保するという意識の下、それぞれの責務を果たしつつ相互に連携を図ることを基本として推進されなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、犯罪の実態を考慮して効果的に推進されなければならない。

3 安全で安心なまちづくりは、児童等(幼児、児童及び生徒をいう。以下同じ。)、高齢者及び障害者に配慮して推進されなければならない。

4 安全で安心なまちづくりは、関連するあらゆる分野における取組との連携の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、安全で安心なまちづくりを推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、安全で安心なまちづくりに関し、市民等に必要な情報の提供、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

3 市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を実施するに当たっては、関係行政機

関及び市民等との連絡調整を緊密に行うものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に日常生活における安全の確保に努めるとともに、規範意識を高め、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(住民組織及び関係団体の責務)

第 6 条 住民組織及び関係団体は、安全で安心なまちづくりに関する活動を自主的に行うとともに、地域の実情に応じ、その地域で活動する団体と連携して、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 住民組織及び関係団体は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 7 条 事業者は、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、事業活動を行うに当たっては、自ら積極的に安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 8 条 市は、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、その推進に必要な事項について協議するための会議の開催その他市、市民等及び関係行政機関が安全で安心なまちづくりについて相互に協力する体制の整備を行うものとする。

(児童等の安全の確保及び安全教育の充実)

第 9 条 市は、学校等(大学を除く。次項において同じ)及び市民等と協働して、児童等が通学、通園等に利用している道路及び日常的に利用している公園等における安全の確保に努めるものとする。

2 市は、学校等及び市民等と協働して、児童等が犯罪による被害を受けないようにするための教育の充実に努めるものとする。

(高齢者、障害者の安全の確保)

第 10 条 市は、市民等と協働して、高齢者及び障害者が犯罪による被害を受けないようにするための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自主的な地域安全活動に対する支援)

第 11 条 市は、地域における安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。